

# 福岡県学校現場における 勤務実態調査研究事業報告書

～ 市町村立学校における勤務時間の適正な把握に向けて ～

令和元年12月



# 目次

1	はじめに	
	(1) 本事業の背景	..... 1
	(2) 本事業の趣旨	..... 2
	(3) 本事業の方法	..... 2
2	勤務時間管理の必要性	..... 3
3	モデル市町村の報告	
	(1) 教育委員会と学校の体制	..... 4
	(2) 出退勤管理システムの導入	..... 4
	(3) 出退勤管理システムの運用	..... 6
	(4) 勤務実態について	..... 7
	(5) 成果について	..... 8
	(6) 課題及び反省点	..... 8
4	おわりに	..... 9

# 1 はじめに

---

## (1) 本事業の背景

現在、学校は、学習指導等の充実に加えて、生徒指導上の問題や特別支援教育の対象となる児童生徒の増加など、取り組むべき課題が複雑化・多様化するとともに、保護者・地域活動への対応など、その役割が拡大しています。これに伴い、教職員の業務上の負担は増大しており、現在、長時間勤務の改善が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、県教育委員会では、「教職員の働き方改革取組指針」を平成30年3月に策定（平成31年4月に改定）し、「教職員の働き方改革」に取り組んでいるところです。

本指針では、「平成30年度から平成32年度までの3年間で、超過勤務時間を20%削減する」ことを目標に掲げ、(1)教職員の意識改革、(2)業務改善の推進、(3)部活動の負担軽減、(4)教職員の役割の見直しと専門スタッフの活用等の4つの観点から、様々な取組を実施することとしています。

そして、これらの取組を進めていく上で不可欠となるのが「勤務時間の適正な把握」です。

「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの策定について」（平成31年1月文部科学省通知）では、「校長及び教育委員会は、教師等の勤務時間管理をはじめ、業務の役割分担・適正化、必要な執務環境の整備や健康管理など、学校の管理運営における責任を有するものである」とされており、当該ガイドラインにおいて「在校時間は、ICTの活用やタイムカード等により客観的に計測し、校外の時間についても、本人の報告等を踏まえてできる限り客観的な方法により計測すること」とされています。

県教育委員会では、全県立学校にICカードによる勤務時間管理システムを平成31年1月に導入しましたが、市町村教育委員会において適正な勤務時間管理ができていたのは、令和元年7月末時点で36市町村に留まります。

このような状況を受け、県教育委員会としては、市町村教育委員会に対し、管内の教職員の服務監督権者として、先述の指針等を踏まえ、勤務時間の管理をはじめとする様々な取組に、県と同様に取り組み、学校における働き方改革を推進するよう働きかけているところです。

## (2) 本事業の趣旨

本事業は、市町村教育委員会において、学校における働き方改革を推進するために、勤務時間管理及び他のスタッフ等との連携について実践し、その成果や課題を共有することで、教職員の長時間勤務の改善に資することを目的として実施したものです。

勤務時間管理については、市町村立学校と県立学校では、学校数や職員数及びネットワーク環境などが異なることから、必ずしも県立学校と同様の手法で実施することが効果的であるとは限りません。

そこで、モデル市町村（那珂川市）を指定し、市町村教育委員会においては、どのような手法で勤務時間を管理することが適切なのかを具体的に検討しました。

市町村教育委員会におかれましては、勤務時間の適正な把握に取り組む際の参考としてください。

## (3) 本事業の方法

本事業は、福岡県教育委員会がモデル市町村として指定した那珂川市（小学校7校、中学校3校、分校1校）で実施しました。

対象校においては、ICカードによる出退勤管理システムを導入し、教職員の超過勤務時間を含めた勤務時間等を記録しました。

また、対象校のうち1校（岩戸北小学校）については事務職員を1名加配し、勤務時間管理業務だけでなく教員補助業務にも従事することで、どの程度教員の負担軽減が図れるのか分析を行いました。

調査研究内容は、後ほど詳しくご紹介します。

### ■ 対象校

（小学校） 安徳小学校、安徳北小学校、安徳南小学校、南畑小学校、岩戸小学校、岩戸北小学校、片縄小学校

（中学校） 那珂川中学校、那珂川南中学校、那珂川北中学校

（分校） 岩戸小学校那珂川中学校後野分校

### ■ 実施期間 平成30年10月～平成31年3月

## 2 勤務時間管理の必要性

---

勤務時間の管理については、厚生労働省において「労働時間の適正な把握のために使用者が構すべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月）が示され、使用者（公立学校においては、校長や服務監督権者である教育委員会を指す。）は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録することとされています。

このガイドラインの適用範囲は「労働基準法のうち労働時間に係る規定が適用される全ての事業場」であることから、国公立を問わず、全ての学校において適用されるものです。

このように、勤務時間管理は、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であり、労働安全衛生法の改正によりその責務が改めて明確化されたところです。また、業務改善を進めていく基礎としても、適切な手段により管理職も含めた全ての教職員の勤務時間を把握することは不可欠です。一人一人の先生方の勤務時間を適確に把握することにより、校務分掌の見直し等の教職員間の業務の平準化や、働き過ぎ傾向のある先生方について労働安全衛生法に基づく医師等による面接指導を適切に実施することの前提となるという面があるとともに、先生方一人一人においても自らの働き方を省みる契機となるものです。

このため、学校における働き方改革を進めるに当たり、学校現場においては、まずもって勤務時間管理の徹底を図ることが必要です。

また、服務監督権者である教育委員会等は、自己申告方式ではなく、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し、集計するシステムを直ちに構築することが必要です。

勤務時間管理に関しては、文部科学省において「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」（平成31年1月）が策定され、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」における、いわゆる「超勤4項目」以外の時間外勤務も含めて「在校等時間」として外形的に把握し、民間や他の公務員に準じた時間外勤務の上限の目安時間を越えないようにすること等とされています。

これらを踏まえ、教育委員会等が具体的な長時間勤務の削減方策を確実に講じ、各学校や一人一人の先生方がその方策の下、自らの職務の在り方を改革することが必要です。

### 3 モデル市町村の報告

#### (1) 教育委員会と学校の体制

- 教育委員会の役割  
ICカードによる出退勤管理システムの導入及び各校の出退勤データの集計作業を行う。

- 学校の役割
  - ・ 管理職が教職員の日々の出退勤管理を行うとともに、データの管理を行う。
  - ・ 事務職員が加配された岩戸北小学校においては、当該事務職員がデータの管理を行うとともに、テスト採点作業などの教員補助業務を行った。

#### (2) 出退勤管理システムの導入

- 導入したソフト  
パソコンで勤怠管理 School【株式会社デネット】  
出退勤時の打刻データの記録・管理を行う「パソコンでタイムカード管理 School」と、打刻データを集計する「ささっとタイムカード計算 School」の2つのソフトがパックとなっている。
- 導入したICカードリーダー  
PaSoRi【ソニー株式会社】  
パソコンにUSB接続して使用するもので、特に勤務時間管理用に特化したものではなく、ICカードを読み取るために一般的に普及しているカードリーダーである。
- 那珂川市における選定理由
  - ・ 入れ替えによる廃棄予定のパソコンを専用機とする前提があり、OSのサポートが終了していることによるセキュリティ面を考慮し、オフライン環境で運用する必要がある。
  - ・ パソコン本体にインストールするだけでシステムが導入できるため、作業が短時間かつパソコンに関する高度な知識を要しない。
  - ・ 機能が単純なもので、比較的安価である。
  - ・ ICカードリーダーについては、ソフト会社が推奨しているものである。

○ 導入の流れ

(平成30年10月)

- ・ ソフト及びICカードリーダーの購入
- ・ 学校のパソコンにソフトをインストール
- ・ ICカードリーダーの接続
- ・ 学校にシステム操作マニュアルを配布し説明
- ・ 教職員に操作方法等を周知
- ・ 教職員情報を登録（ICカードとデータを紐付け）

(11月)

- ・ 出退勤管理システム運用開始

○ 導入方法

- ・ 各校の職員室に、出退勤管理システムをインストールした出退勤管理専用パソコンを1台設置した。
- ・ 設置場所は、主に職員室入口付近とした。
- ・ パソコンは、入れ替えによって廃棄予定であるものを活用した。
- ・ インターネット及び校内ネットワークには接続しない。
- ・ ソフトのインストール及びICカードリーダーの接続は、教育委員会の職員が行った。

### (3) 出退勤管理システムの運用

#### ○ 教職員（打刻対象者）

- 日々の出退勤時に、IC カードをカードリーダーにかざして打刻する。
- 年次休暇等で終日出勤しなかった場合は、打刻しない。
- 直行直帰などの出張により打刻できない場合は、翌日に手動打刻した。
- ICカードは、個人が所有するものがあればそのカードを使用させ、所有していない者に対しては、教育委員会が貸与した。
- 教育委員会が貸与したICカードを紛失した場合や、故障で使用できなくなった場合は、教育委員会が保有する予備分に対応した。
- 打刻対象者は、常勤の県費負担教職員とした。

#### ○ 管理職

- 教職員の日々の打刻状況のチェック等を行い、月末には出退勤データを教育委員会に提出した。（岩戸北小学校においては加配事務職員が行った。）
- 当月分の打刻データについては、翌月初旬を提出期限とした。
- 必要に応じて、超過勤務が多い職員に対し声かけ等を行った。

#### ○ 教育委員会

- 各学校から提出された月ごとの出退勤データの集計作業を行い、超過勤務時間数（平日時間外勤務、休日時間外勤務等）を集計した。
- 自校の教職員の出退勤データは各学校で把握できるため、集計結果のフィードバックは行わなかった。



#### (4) 勤務実態について

○ 調査期間中における超過勤務時間数については、以下のとおりであった。

校種	区分	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	平均	51:08h	33:38h	37:38h	41:56h	41:01h
	うち休日等	3:37h	4:20h	1:02h	0:58h	1:11h
中学校	平均	61:53h	43:30h	42:54h	52:36h	44:16h
	うち休日等	10:36h	2:08h	9:53h	1:45h	3:51h

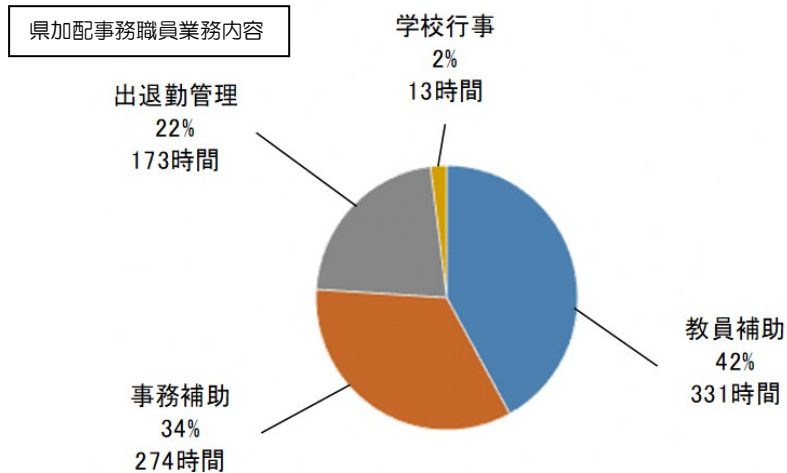
- 調査期間中において、超過勤務時間数が月80時間を超えた者は、延べ人数187人、職員数に占める割合は、12.1%であった。  
また、月45時間を超えた者は、延べ765人、職員数に占める割合は、49.3%であった。
- 超過勤務時間数が最も多かった学校は、小学校で57:09h(11月)、中学校で78:31h(11月)であった。
- 超過勤務時間数が最も少なかった学校は、小学校で27:19h(12月)、中学校で34:11h(12月)であった。

○ 調査期間中において個人調査を実施した結果、正規の勤務時間外(超過勤務時間中)において多く従事した業務内容は、以下のとおりであった。

時間数順	管理職・主幹教諭	教諭
1位	学校行事等の準備・運営	授業準備
2位	調査・統計等への回答	学習評価や成績処理
3位	研修等(出張・校内研修等)	学校行事等の準備・運営

○ 加配事務職員の業務内容

教員の負担軽減が可能な業務内容に対し、教員補助業務（テスト採点作業、学級費の管理・入金、管理職データ入力作業補助等）、出退勤管理業務（システム導入・出退勤管理運営体制の確立等）、事務補助業務等を行い、教職員の負担軽減を図った。



(5) 成果について

- ・ 教職員の出退勤データを可視化することで、勤務実態を把握させ、教職員の意識改革を図ることができた。
- ・ 加配事務職員を配置した岩戸北小学校においては、超過勤務時間数には表れていないものの、教員は授業準備・教材作成等の時間をこれまで以上に取ることができ、「教職員が子どもと向き合う時間」の確保につながった。

(6) 課題及び反省点

- ・ 出退勤管理システム導入の際、ソフトのインストールや初期設定、パソコンやICカードリーダーの設置等の作業について、業者等への委託を行わず教育委員会が行ったが、学校数分行う必要があるため、とても煩雑であった。
- ・ 教育委員会で集計した出退勤データを加工して分析資料とする際に、エクセルでの加工作業に時間を要した。
- ・ 今回の事業期間中だけでは、長時間勤務の改善に関する具体的な対応が十分にできなかった。今回把握できた勤務実態により、今後は学校長と連携し、長時間勤務の改善に向けた実効ある取組を検討していく。

## 5. おわりに

---

### (1) 「勤務時間の適正な把握」に取り組む上での留意点

ここまで、市町村教育委員会において勤務時間管理及び他のスタッフ等との連携について述べてきました。

まだ勤務時間を適正に把握できる体制が整っていない市町村教育委員会におかれましては、参考としていただければと思います。

また、本調査研究では、様々な課題や反省点なども挙げられました。

具体的には、「ソフトのインストールや初期設定、パソコンやICカードリーダーの設置等の作業について、業者等への委託を行わず教育委員会が行ったが、学校数分行う必要があるため、とても煩雑であった。」との反省点が挙がっておりましたが、学校数が多い市町村教育委員会におかれましては、その作業等について、業者委託を検討する必要性も考えられます。

また、「教育委員会で集計した出退勤データを加工して分析資料とする際に、エクセルでの加工作業に時間を要した。」との反省点もありましたが、毎月の集計作業等には、それなりの労力を要しますので、担当者がその作業を十分に行えるよう、教育委員会側の体制を整備することも必要です。

さらに、こういったデータが必要なのか、どのような資料にまとめるのかなどの検討を行う際には、作業の効率性等にも考慮しながら検討するほか、エクセルの関数や集計機能の活用や、今回使用したソフト以外にも、適したフォーマットでの出力が可能なソフトがないかなどの検討を行うことも必要と思われます。

なお、今回使用したソフト等は、本県教育委員会が特に推奨するものではありませんので、それぞれの教育委員会において、その規模やネットワーク環境及び求める機能等によって、検討を行われてください。

## (2) 「在校等時間」への対応と出勤簿の電子化について

県教育委員会においては、本事業の成果を踏まえ、令和2年1月から、県内に2校ある高等学校の分校において、同ソフトを導入します。

導入に当たっては、文部科学省が定義する「在校等時間」を正確に算出するため、「正規の勤務時間外（超過勤務時間中）に行う自己研鑽の時間その他業務外の時間及び休憩時間」の除算についても対応できるようにしています。

また、県立学校の勤務時間管理システムにおいて対応している「正規の勤務時間外に兼職兼業の許可を得て行う課外授業等に従事した時間」の除算や「部活動従事時間」の把握ができるようにするとともに、「出勤簿の電子化（エクセル化）」を図っております。

分校は、市町村が設置者であり、市町村教育委員会がネットワーク環境を整備しているため、市町村立の小中学校などと同じ環境下であるといえます。

このことから、その運用方法等についても、市町村教育委員会において参考なる部分があるのではないかと考えられますので、その詳細についてはおって提供する予定です。

## (3) 学校における働き方改革のより一層の推進について

学校における働き方改革を確実に進めるためには、県教育委員会と市町村教育委員会が、それぞれの役割についてこれまで以上に取り組む必要がありますが、特に、服務監督権者である教育委員会（県立学校においては県教育委員会、市町村立学校においては市町村教育委員会）が、地域社会と学校の連携の起点・つなぎ役として、前面に立って学校に課せられている過度な負担を軽減することに尽力することが求められています。

そのためにも、まずは、勤務時間の適正な把握を徹底し、各地域の実態に応じて所管する学校における働き方改革に係る方針を示した上で、様々な取組を実施し、長時間勤務の改善により一層努めていただきますようお願いいたします。